

日本赤十字北海道看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2022（平成34）年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、1999（平成11）年に学校法人日本赤十字学園が運営する2つめの大学として、看護学部のみ単科大学として開学した。その後、研究科を設置し、現在では、看護学部の1学部、看護学研究科の1研究科を有する大学となっている。キャンパスは北海道北見市に有し、建学の精神である日本赤十字の基本理念「人道（humanity）」に基づいて、教育・研究活動を展開している。

2007（平成19）年度に本協会を受けた大学評価後、2回目となる今回の大学評価において、教職員・学生による被災地支援などの社会貢献等が特色となっている。しかし、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）等が策定されていないこと、また、「内部質保証委員会」が十分に機能していないことなど、いくつかの課題があるので、改善が望まれる。

1 理念・目的

貴大学は、日本赤十字の基本理念に基づき、「建学の精神である赤十字の理念に基づき、社会における看護職者の役割を認識し、学際的・創造的に看護を実践していく基礎的能力の習得を目指す。また、看護学の発展に貢献するとともに、国内外で活躍できる人材を育成する」を教育理念として掲げており、これに沿って、学部・研究科ごとにも人材養成に関する目的を定めている。これらは大学学則および大学院学則に明示している。

理念・目的の適切性の検証については、学長等を構成員とした「経営会議」が最終責任部署の役割を担っている。また、検証結果は教授会等を通じて全教職員が共有している。

2 教育研究組織

貴大学は、大学の理念・目的に基づいて、看護学部、看護学研究科に加え、看護研修（継続教育、研究開発、地域貢献）等を目的とした「看護開発センター」を設

置し、貴大学の理念・目的を実現するためにふさわしい教育研究組織を有している。

教育研究組織の適切性については、教授会、研究科委員会、「看護開発センター運営会議」においてそれぞれに検証を行っていたが、2009（平成21）年度からは「経営会議」が、理念・目的および学術の進展や社会からの要請に適合しているか随時、検証を行っている。また、学外有識者と学長を含む学内教職員によって構成する「大学運営懇話会」を毎年度当初に開催し、学外者からも意見を求める場を設けている。

3 教員・教員組織

大学として求める教員像は、教授について「領域においてリーダーシップが取れる」などと職位ごとに設けているものの、明文化していないので、今後、明文化することが望まれる。教員組織の編制方針は、「経営会議」により、「各専門教員の確保と近接領域の協力・連携を図ること」と示し、その方針を教授会に報告し、全教職員に対しては、ポータルサイトを利用し共有化している。

教員の募集・採用についての基準・手続きは、学部・研究科において、それぞれの「教員選考基準」に規定し、これらに基づき「教員選考規程」により行っている。昇任については「教員の昇任に関する内規」にしたがい行っている。専任教員数は、大学設置基準および大学院設置基準上必要な教員数を確保しており、専任教員の年齢構成についても問題はない。

教員の資質向上を図るために、「科学研究費申請書の作成に関する研修会」「研究倫理指針についてのセミナー」などを行っている。教員の業績評価については、学長が教員と個別面談を行う際の評価資料として、教員が1年間の業務実績を記載する「勤務評価記録書」を活用している。

教員組織の適切性は、学長による教職員からのヒアリングに基づき、学長および「経営会議」が判断しているとのことであるが、適切性・透明性を確保するうえでも、今後、明確な検証プロセスを構築し、確立することが期待される。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学全体

看護学部については、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を『学生便覧』およびホームページで公表している。しかし、教育課程の編成・実施方針については、その内容に改善の余地がある。修士課程のみの看護学研究科については、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を策定していないので、改善が望まれる。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、

学部・研究科それぞれの「教務委員会」が随時、検証を実施している。

看護学部

「変化する社会の中で看護職者が担うべき役割を認識し、看護の発展に寄与できる能力を養う」など5つの教育目的を達成するために、「看護の理論と実践を統合して看護の応用力を身につける」などの到達目標を定めている。この教育目的と到達目標に達することを学位授与方針として定めている。また、「赤十字の humanity を教育の基盤とし、感性を兼ね備えた人間性と社会性豊かな人間形成と看護専門職者の育成」を目的とすることを定めた教育課程の編成・実施方針を掲げているが、教育課程の実態についての説明が主な内容となっており、教育課程の編成に関する基本的な考え方を示すものとなっていないことから、改善が望まれる。

看護学研究科

修了要件については、大学院学則および『履修要項』に示しているが、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明確にした学位授与方針を策定していない。さらに教育課程の編成・実施方針についても策定していないので、これらの方針を適切に設定し、周知・公表するよう、改善が望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

大学全体

学部・研究科とも、それぞれ体系的な教育課程を編成している。教育課程の適切性については、学部・研究科それぞれの「教務委員会」が随時、検証を実施し、カリキュラム改正の必要性があると「経営会議」が判断した場合には、臨時的に「カリキュラム検討委員会」を発足し、同委員会が改めて現状分析を行い、新カリキュラム完成後の運用、評価は「教務委員会」が担うという連携で適切性の検証を行っている。

看護学部

「人間」「環境」「健康」「看護」に「赤十字」の5つの基本概念を基に、「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」に分類して体系的に教育課程を編成している。具体的には、人間性、社会性の資質形成を目的とした「基礎科目」から始まり、看護学の実践のための基礎知識を学ぶ「専門基礎科目」、看護学の基礎理論や方法を学ぶ「専門科目」を配置し、学習段階を広めるなど順次性も考慮している。

前回の大学評価では導入教育の不足が指摘されていたが、初年次教育として大学で看護学を学ぶ上で必要な基礎的な知識と態度の習得を目指した「看護学入門」を

開講している。

看護学研究科

高度専門職業人としての看護師、教育者、研究者と看護管理者の養成を強化するため、「看護研究方法論」「看護教育理論」「看護倫理」「情報処理学」など基礎力を構築するための科目を「共通授業科目」として開設し、その基盤のうえに「専門科目」を設定していることから、教育課程は体系的な配置になるよう組み立てている。さらに、コースワークとリサーチワークのバランスについても配慮し、学年の進行順次性を考慮するよう、1年次にはコースワークを主に、2年次からはリサーチワークを主とした時間割を配置している。

(3) 教育方法

大学全体

学部・研究科とも、教育上必要な授業形態をとり、シラバスは統一した書式により作成している。教育課程の編成・実施方針や各授業の目標に基づき、適切な教育方法がとられている。また、『授業概要』とともにホームページ上からもシラバスが閲覧できるようわかりやすく提示している。ただし、学部・研究科ともシラバスの記載内容には、科目間で精粗があることから、改善の余地がある。

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修や研究の取り組みについては、「FD・SD推進委員会」が中心となってファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を行っている。

教育内容・方法の改善については、学部・研究科それぞれの「教務委員会」が行っている。

看護学部

講義、演習、実習の授業形態があり、シラバスの項目「授業方法」に教育目標の達成に向けた各科目の授業形態を明示している。具体的には、多人数（1学年100名定員）のなかでのグループワーク、視聴覚教材の活用、OSCE（客観的臨床能力試験）、ゼミナールなどを取り入れ、学生の主体的参加を促す授業方法などを取り入れている。シラバスについては、複数の評価方法を用いている科目があるが、配点比率を示していないものがあり、また、出席状況そのものを評価の対象としている科目があるので、改善の余地がある。さらに講義時間数と単位数の表記があいまいな授業科目も散見するので、正確な記述が望まれる。

教育内容・方法等の改善を図るための授業評価は「教務委員会」が扱い、全科目で実施している。さらに教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な

研修や研究の取り組みについては、「FD・SD推進委員会」が中心となって、「FD講演会・研修会」のほか、実習担当の若手教員を対象とした「助教・助手FD研修会」も実施している。

看護学研究科

講義（特講、特論）、演習、実習の授業形態があり、授業科目名・授業内容・方法を『履修要項』に示している。社会人が働きながら就学しやすいように、一部の科目を遠隔配信するほか、長期履修制度の導入も行っている。しかし、シラバスについては「授業の内容および方法」欄の記述に科目間で精粗があるので、改善の余地がある。

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修や研究の取り組みは、大学院学生数が少数のため個人が特定されるとの理由から学生による授業評価は実施していないが、研究科教務委員が授業の際に、大学院学生の反応や意見などに耳を傾け、必要に応じて事実確認を行い対応している。このほか「FD・SD推進委員会」が大学院FDを企画・実施している。

(4) 成果

大学全体

卒業・修了要件については、大学学則、大学院学則および『履修要項』等に明示している。学位授与については、「学位規程」「大学院内規」に定めており、明文化した手続きにしたがって明確な責任体制のもと学位を授与している。

学習成果を測定するために、学部・研究科それぞれで一定の取り組みを行っている。しかし、学部・研究科ともに客観的な評価指標が不足していることを認識しており、今後の検討が期待される。

看護学部

卒業要件は、大学学則および『学生便覧』に示している。学習成果を測定する指標としては、看護師国家試験の合格率を用いており、その他に、学生の自己評価、就職先、卒業後の職場からの評判などをあげ、一定の成果を上げている。これらは、学習成果の客観的な評価指標として、一定の機能を有するといえるが、教育目的に対する到達目標は多岐にわたっているので、それぞれの指標の開発に努めるとともに、必要に応じて学位授与方針の見直しも行うことが望まれる。

学位授与については、大学学則および「学位規程」に基づき、「教務委員会」において判定資料を作成し、教授会で判定を行い、学長が学位を授与している。

看護学研究科

修了要件は、大学院学則および『履修要項』に示している。学習成果の評価は、研究成果や修了後の評価によって判定しているが、客観的な評価指標は使用していないため、研究科の教育目標を踏まえた学習成果の評価指標を作成することが望まれる。

学位審査および最終試験等については、「大学院内規」に則して行っている。「審査委員会」で論文または特定課題研究および最終試験により総合審査を行い、審査報告書を研究科委員会に提出する。研究科委員会は審査報告書などの修了判定資料に基づき判定を行い、修了要件を満たしている者に対して修士の学位を授与する。しかし、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準および特定の課題についての研究成果を審査する基準を明示していないので、『履修要項』などに明記するよう、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

貴大学の理念・目的、教育目標を踏まえた学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を、学部では「看護職を目指す明確な意思と実践活動への意欲がある人」、研究科では「人々の健康問題に深い関心を持ち、看護学を探究したい人」などと定め、求める学生像を明らかにしている。これらの方針は、ホームページ等で公表しているが、研究科の学生の受け入れ方針を刊行物に掲載していないので、明記することが望まれる。なお、学部・研究科とも学生の受け入れ方針に、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明示していないので、今後の検討が望まれる。

学部・研究科とも推薦入試、一般入試（前期・後期）で行い、さらに学部では、大学入試センター利用入試、社会人入試も併用し、多様な選抜方式を実施していることから、学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法に整合性を認めることができる。また、定員管理についても、学部・研究科ともに適切に行っている。

学生の受け入れの適切性の検証は、学部・研究科それぞれの「入試委員会」が中心となって定期的に行い、「経営会議」に報告している。

6 学生支援

学生支援の方針を「学生が充実した学生生活を過ごせるように、学生の福利厚生および課外活動などの生活環境を整えるとともに、就職・進学を支援するための体制を整備し支援する」と定めている。この方針に基づいて「満足度調査を行い、学生生活の支援の在り方を検討する」などと具体的目標を掲げ、この方針と目標は教授会を通じて教職員で共有している。

修学支援として1学年4名の担任によりきめ細かい相談体制をとり、また、留年者および休・退学者への対応についても担任が学生の個別の状況を把握し、助言、指導を行っている。補習・補充教育は4年次に対し国家試験対策として模擬試験や補講を行うほか、オフィスアワーを利用して個別補習を実施している。障がいのある学生に対する支援については、受け入れ実績はないが設備の面では整備している。奨学金については、受給が最も多い日本赤十字社関連の奨学金をはじめ日本学生支援機構など貸与奨学金を多種用意している。

生活支援としては、「健康相談室」「学生相談室」を設置し、サポート体制の充実を図っている。ハラスメントについては「キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」を設置して、ガイダンスやリーフレットの配布により予防に努めている。

キャリア支援については、3・4年次を対象に進路希望調査を行い、学生委員や担任が進路相談を実施し、また4年次を対象とした就職ガイダンスや北海道内外の各種病院との合同就職説明会を実施している。

学生支援の一環として、学生生活実態・満足度調査を毎年実施しているほか、4年に一度の大規模調査を実施し、その結果について冊子にとりまとめている。これを基に要望事項は関係部署で検討し、さらに、その対応の内容を学内ホームページに公開し、奨学金制度の新設や図書館利用時間の拡大などの改善につなげていることは、評価できる。

学生支援の適切性については、「学生委員会」で検討し、教授会に報告している。

7 教育研究等環境

大学としての教育研究等環境の整備に関する方針は明示していないが、「固定資産等の整備の中期計画」を基軸に、校舎・施設・設備の補修、整備等を実施している。ただし、その多くは、耐用年数の経過に対する施設・設備の補修や更新であり、環境整備に関する方針の策定と計画化の必要性を認識していることから、今後は実現に向けた検討が望まれる。方針や計画の教職員間での共有については、教授会や研究科委員会の議事録を全教職員に配布し、会議資料についてもポータルサイトで閲覧が可能な仕組みを整えている。

貴大学は、大学設置基準上必要となる校地・校舎面積を満たしており、大学として十分な施設・設備も有している。施設・設備のバリアフリー化は、障がい者用トイレ、エレベーターを設置している。図書館は、蔵書数、和・洋学術雑誌、データベースを十分備えており、ネットワークも整備され、学術情報へのアクセスも充実している。図書館の閲覧座席数は学生収容定員に対して十分な数を確保しており、専門的な知識を有する専任職員を配置し、開館時間についても学生に配慮した利用環境を整備している。専任教員に対しては、十分活動ができるように研究室を用意

し、研究費も支給している。2004（平成16）年度より「ティーチング・アシスタント規程」を整備し、実習と演習等の教育支援を行っている。なお、教員が研究専念時間を確保するために、今後、教員の委員会への負担を軽減するなどの取り組みが望まれる。研究倫理については、「研究倫理委員会規程」「研究倫理委員会運営規程」などを整備している。

教育研究等環境の適切性の検証については、「経営会議」が担当責任部署となっている。

8 社会連携・社会貢献

「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」に「日本赤十字社と連携した赤十字事業」「地域等と連携した社会貢献事業」を方針として掲げている。この方針に基づいて社会貢献活動を実施する主体として「日本赤十字北海道看護大学看護開発センター」を設置し、「看護学の教育・研究に関する開発を行い、実践を通して地域へ貢献することを目的とする」ことを基本方針としている。同センターが中心となり、卒業生や地域の保健師・助産師のための継続教育、地域から要請のあった講演会・公開講座の開催、出前講義における講師派遣、国内災害救護、地元公的機関の委員、他大学や北見市との連携協定、独立行政法人国際協力機構（JICA）の研修生の受け入れ等、幅広く社会貢献を行っていることは、高く評価できる。さらに、教育理念に掲げている「国内外で活躍できる人材の育成」につながる国際交流についても、学生の海外研修を実施している。

社会連携・社会貢献の適切性については、「看護開発センター運営委員会」において検証し、「経営会議」の審議を経て学長に報告している。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

貴大学の管理運営方針については「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」により「学校教育法等の関係法令及び寄附行為をはじめ学園の諸規程を遵守して、常に適正な管理及び運営を行い、かつ健全な経営を保つよう努めなければならない」などと定めており、学園の中期計画書に基づいた大学の中期計画も策定している。また、それらは教授会および事務局会議を通じて教職員に周知している。

大学の運営については「経営会議規程」をはじめ、「教授会規程」および「研究科委員会規程」など関連する規程も整備している。また、学長等の権限・任務については「組織分掌規程」に定めており、大学の意思決定は、経営・運営に関する重要事項は「経営会議」が、教育・研究に関する事項は教授会、研究科委員会が行っているが、事案によっては、審議・決定に至る手順等が異なっている。

日本赤十字北海道看護大学

大学業務を支援する事務組織として、事務局に総務課をはじめ4課および図書館に事務職員を配置している。事務職員の資質向上に向けた取り組みとして、日本私立大学協会北海道支部主催の研修会および日本赤十字学園が主催する「赤十字FD・SD研修会」に派遣している。また、大学独自のスタッフ・ディベロップメント（SD）としては「FD・SD推進委員会」が中心となり、講演会等を行っている。

管理運営に関するプロセスについては、管理運営に関する規程の制定、改廃、組織分掌規程は理事長に諮り、関連規程の改廃等は理事会が決定するが、大学内の管理運営を検証する仕組みについては特段の定めはなく、必要に応じて学長が「経営会議」を通じて実施している。

監査については、私立学校法に定める監事の監査および私立学校振興助成法に基づく監査法人の監査を適切に行っている。

予算の執行については、各予算部門の課で執行管理しており、予算執行の効果の検証は各予算部門のみにとどまっているので、今後は大学全体として予算の配分と執行について恒常的に検証する仕組みの整備が期待される。

(2) 財務

2009（平成21）年度に策定した5年間の第一次中期計画に基づき、法人設置の各大学では財政面を含めた総合的な中期計画を立案して、具体的な到達目標を設定している。

収入面では、入学者数も過去5年間のデータでは定員を充足しており、学生生徒等納付金収入は安定的である。さらに、借入金がないことや法人全体の翌年度繰越消費収入超過が継続していること、十分な金融資産を有していることなどから、教育・研究を安定的に遂行するための財政的基盤を有しており、財務状況は総合的に判断して良好といえる。

ただし、学生生徒等納付金収入以外で大学の財政基盤の充実を図るうえで重要な外部資金の確保のために申請目標および採択目標を設定し、「将来構想検討委員会」で学内体制の充実・強化を行うとしながらも、当初の目標値には到達していない状況であり、申請件数増加のためにさらなる体制の強化、工夫が必要である。

また、支出面では、年々増加する人件費支出に対しては、教職員の計画的採用や教員の若返りを図るなど人件費抑制を行う努力を引き続き実施する必要がある。

財務関係比率では、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均値に比べて、人件費比率、人件費依存率が高く、帰属収支差額比率等の数値がやや低くなっており、今後さらに経営を安定させるために、大学においても財務比率の数値目標を適切に設定することが望まれる。

10 内部質保証

自己点検・評価活動の総括組織として、「経営会議」のもと「内部質保証委員会」を設置している。その目的・方針は「内部質保証に関する規程」に「自ら掲げる目的の達成および理念の実現のため、継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めることを通じて、教育・研究の水準を保証し向上させ、本学に対する社会の信頼を一層確実なものとする」と定めているほか、同規程により内部質保証のための改善・改革の手続きも明らかにしている。また、「大学運営懇話会」を設け、研究倫理やコンプライアンスに関する規程も整備している。しかし、実態としては「内部質保証委員会」が機能していないことから、内部質保証システムを構築しているとは認められない。今後、「内部質保証委員会」の位置づけを明らかにし、自己点検・評価の結果を改善・改革に反映させるためのシステムを構築するよう改善が望まれる。

学校教育法施行規則によって公表が求められている情報、財務関係情報および自己点検・評価の結果については、ホームページに公開している。なお、学校教育法施行規則によって公表が求められている情報の一部が、ホームページ上の「情報公開」欄から直接閲覧できないことから、改善に向けての検討が望まれる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2018（平成30）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 長所として特記すべき事項

1 社会連携・社会貢献

- 1) 「看護学の教育・研究に関する開発を行い、実践を通して地域へ貢献」という方針に基づき、卒業生および地域の保健師・助産師を対象とした継続教育、地域から要請のあった講演会・講義への講師派遣を行っている。さらに、「赤十字とボランティア活動」等の科目の一環として、学生・教職員が継続して東日本大震災における被災地支援として、子供たちの学習支援を年2回（春・夏）行い、それに伴う学生の被災地までの交通費・宿泊費を大学が負担している。また、「北見国際技術協力推進会議」との連携事業として、JICAの研修生受け入れやモンゴル国への教員派遣を行っている。これらのことは、社会連携・社

会貢献として評価できる。

二 努力課題

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1) 看護学部の定める教育課程の編成・実施方針の内容は、教育課程の実態の説明になっており、教育内容・方法に関する基本的な考え方がまとめられていないので、改善が望まれる。また、看護学研究科においては、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が策定されていないので、策定するとともに社会に対して周知・公表することが望まれる。

(2) 成果

- 1) 看護学研究科において、学位論文審査基準および特定の課題についての研究成果を審査する基準が明文化されていないので、教育課程ごとに、『履修要項』などに明記し、あらかじめ学生に明示するよう、改善が望まれる。

2 内部質保証

- 1) 自己点検・評価については、「内部質保証委員会」が設けられているものの、学内の各委員会から活動報告を受けるにとどまっており、実態として機能しているとはいえないので、自己点検・評価の結果を改善・改革に反映させるための内部質保証システムを構築するよう、改善が望まれる。

以 上